



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…三

公告

○権利変換計画の変更……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…五

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…五

告示

●東京都告示第千五百二十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

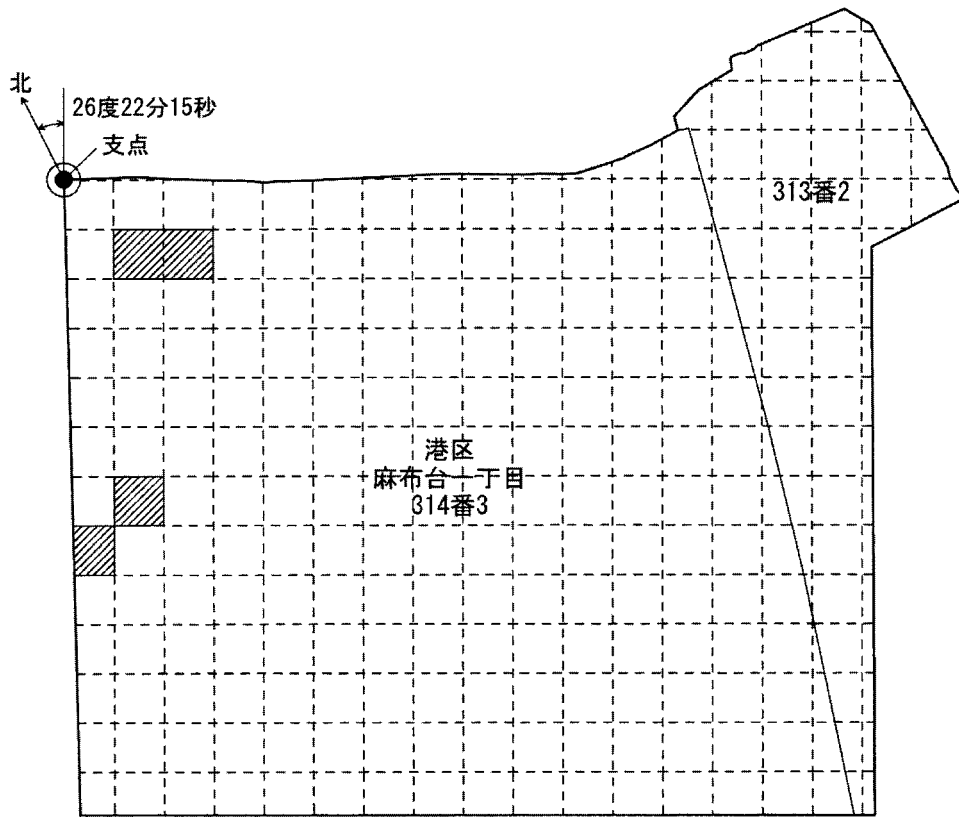
平成三十年七月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区麻布台一丁目地内)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度(26度22分15秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、港区麻布台一丁目314番3の最北端とする。

●東京都告示第千五十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千五百五十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月二十四日

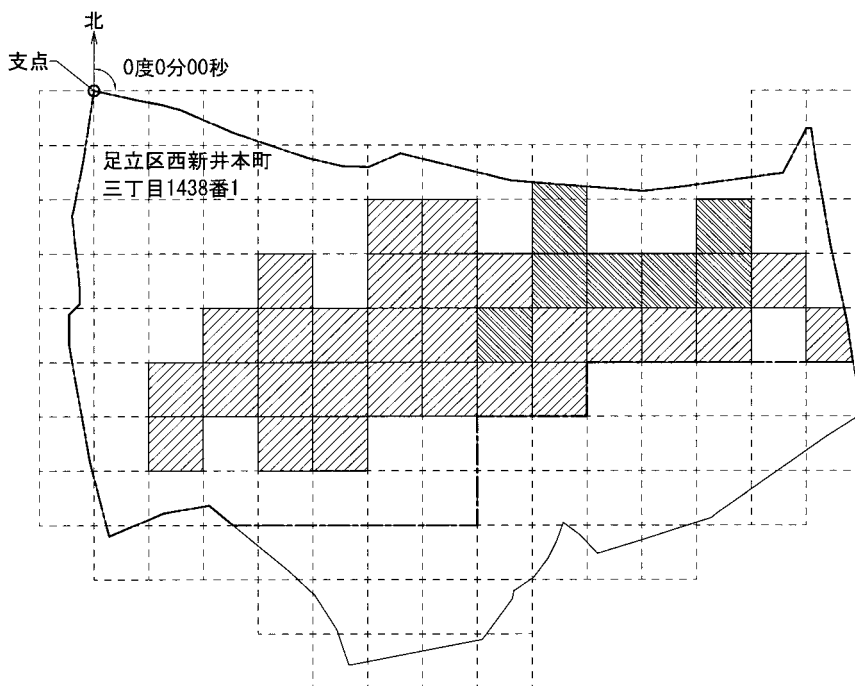
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区西新井本町三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 【支点】
 支点は、足立区西新井本町三丁目1438番1の最北端とする。
- 【格子の回転角度（0度0分00秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転した角度を示す。
- 【凡例】
 - - - 単位区画
 ——— 調査対象地
 - - - 敷地境界線
 [斜線] 形質変更時要届出区域
 (平成29年東京都告示第1153号により指定した区域)
 [逆斜線] 指定を解除する区域

●東京都告示第千五十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

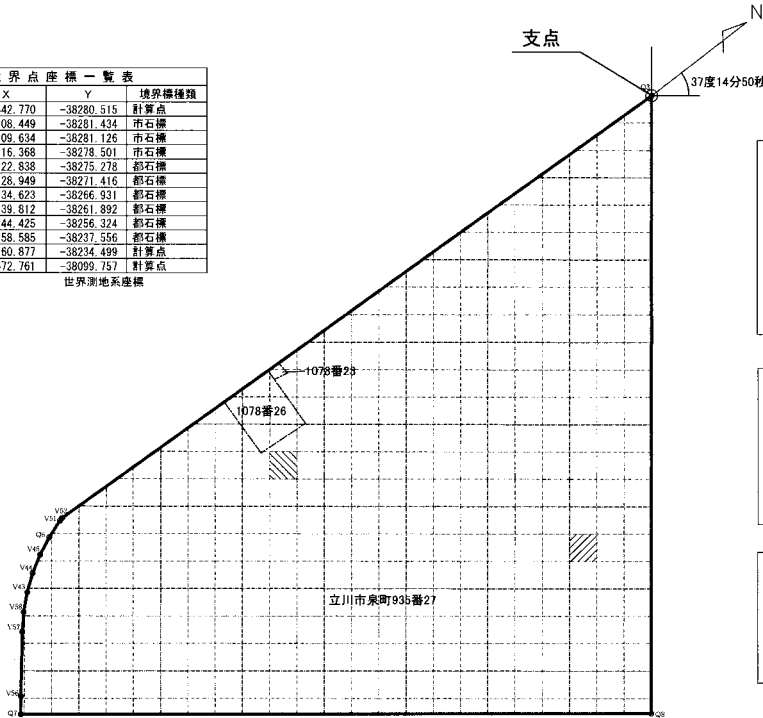
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（立川市泉町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

境界点座標一覧表			
測点	X	Y	境界標種類
Q3(支点)	-31442.770	-38280.515	計算点
V52	-31708.449	-38281.434	市石標
V51	-31709.634	-38281.126	市石標
D6	-31716.368	-38278.501	市石標
V45	-31722.838	-38275.278	都石標
V44	-31728.949	-38271.416	都石標
V43	-31734.623	-38266.931	都石標
V58	-31739.612	-38261.892	都石標
V57	-31744.425	-38256.324	都石標
V56	-31758.585	-38237.556	都石標
O7	-31760.877	-38234.499	計算点
Q8	-31572.761	-38099.757	計算点

世界測地系座標



【凡例】

- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第840号により指定した区域)
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

【支点】

支点の位置は、
 X=-31442.770
 Y=-38280.515とする。

※支点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(37度14分50秒)】

格子の回転角度は支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五十五号

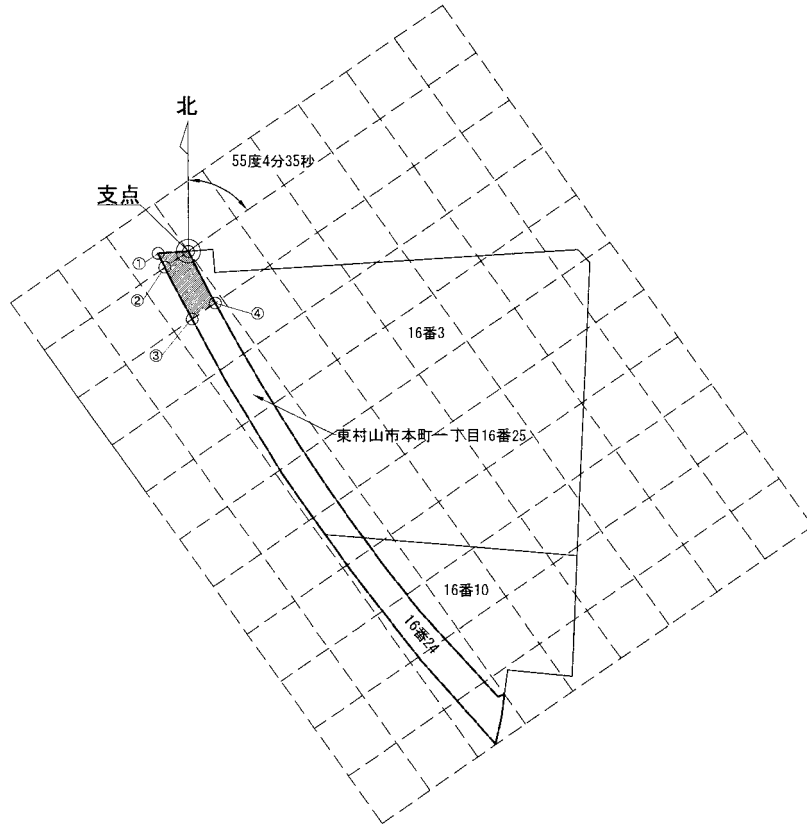
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年七月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(東村山市本町一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

別図



凡例

- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界

〈支点〉

支点は、東村山市本町一丁目16番25の最北端とする。
(北緯35度45分19秒、東経139度27分59秒)

	X座標	Y座標		X座標	Y座標
支点	-904771.41	-432753.91	③	-904777.65	-432763.91
①	-904775.84	-432751.24	④	-904772.81	-432763.91
②	-904776.30	-432753.91			

※本座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

〈格子の回転角度:55度4分35秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

権利変換計画の変更について

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を変更したので、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第八十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年七月二十四日

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

施行者 東京都

小 池 百合子

一 第一種市街地再開発事業の名称 晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 中央区勝どき一丁目七番三号 勝どきサンスクエア

四 権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称 東京都第一市街地整備事務所 中央区晴海五丁目の一部

五 権利変換計画の認可を受けた年月日 平成二十八年四月二十六日

六 権利変換計画の変更の認可を受けた年月日 平成三十年七月十二日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年七月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名 (仮称) 八王子駅南口商業施設

二 店舗所在地 八王子市旭町三十番八十五ほか

三 設置者名 日本貨物鉄道株式会社

四 意見

ア 聴取者 八王子市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年六月二十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十年七月二十四日から同年八月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 東急スクエアガーデンサイト

二 店舗所在地 大田区田園調布二丁目六十二番四号

三 設置者名 東京急行電鉄株式会社

四 意見

ア 聴取者 大田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年六月二十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十年七月二十四日から同年八月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する

七 縦覧時間

する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

